

第七回 参議院電気通信委員会會議録第十二号

昭和二十五年三月六日(月曜日)
午前十時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○電波法案(内閣送付)

○委員長(松野喜内君) それではこれから電気通信委員会を開会いたします。前回に引續いての質疑を進めたいと思ひますが、どうぞ御發言を。

○小林勝馬君 電波庁にちよつとお伺ひしますが二メガ帯を中心とする周波数の割當については一九四九年の例のジュネーブ會議の第三地域主管庁會議で各種の重要決定を見てゐると思ひますが、我が國政府は二メガ帯の妥當且つ有効な周波数使用について調査研究は進んでゐると思ひけれども、その進んでゐる状況をちよつと知らせて貰ひたい。

○政府委員(網島毅君) お答えいたします。御説のように昨年の九月に三千九百キロサイクルまでの周波数の國際割當をやる第三地域會議がジュネーブで開かれまして、そこで大體極東方面の各國の使つて周波数の案ができたのであります。我が國におきましてはこの辺は特に重要な業務を持つておりますので、事前に慎重に研究いたしました。その研究の結果に基いて我が國の要求を目下、當時ジュネーブで司令部の顧問として駐在しておつた長谷施設監督部長を通じて會議に種々要望したわけでありまして、勿論この周波数単位に対する各國の要求は相當多いのであります。我が國の要求が、全部が全部通つたということはないのであります。併し概ね私共が考へまして今後數年間購へる程度の波長の獲得はできたのではないかと、うふうふに考へてゐる次第であります。若しその周波数の割當の数字がどういふふうになつてゐるかという御要望がありましたら後程いたしたいと思います。

○小林勝馬君 このメガ帯の周波数は中短波単位を言うので、メーカーにおいてこれを有効能率的な機械の製作をする上に非常に技術的に困つてゐる。この困つてゐる二メガ帯の中短波帯の問題について政府はどの周波数帯の各種別無線の周波数をどういふふうに進ぶように具體的には考へておられるか、ちよつと御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 御承知のように条約に附屬した無線規則によりまして業種別の周波数のバンドというものが決まつております。従ひまして、漁業用の移動通信には二メガ帯のどの辺を使うということが決まつてゐるわけでありまして、その条約に基くそのバンドの中でできるだけ實際の業務の事情を考へまして、具體的に申上げますと、漁船につきましては、これは中波の波長も勿論使えるのであります。併し、その船体の構造上できるだけの設備が小さいものがない、或いは又アンテナの能率等も考へまして、これには同じ移動通信に使用し得るところの波長の中で二メガ帯が一番適當だろうといふことから、漁船には中波帯よりも二メガ帯の中における移動のバンドから波長を要求いたしまして、この第三地域會議におきましては、先般申上げたように、漁業用として三十七波割當を得たという次第であります。

○小林勝馬君 その波長の割當の大体のあれは何か資料が後で頂けますか。

○政府委員(網島毅君) 承知いたしました。

○小林勝馬君 次に超短波帯、いわゆる百メガサイクル以下の超短波帯の使用については漁業関係、海運、港湾、こゝういふものが非常に使うような問題が起つて来ると思ひますが、これをどんな場合に許可して、どんな面で利用させるという御意図であるか、又産業文化の發達に非常な影響があると思はれるので、國際條約で制限されてゐない超短波は船舶航行中でも使用させることが適當じやないかと思ひます。その点はどうかと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 超短波帯につきましては、これは余り波長電波が遠くへ飛びまぜんの、國際的な混信を起すという懸念がないものですから、これは一応各國の主管庁に委されております。

○政府委員(網島毅君) 大体お説の通りであります。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

○小林勝馬君 先日の電波管理委員會規則案の要綱というものを貰ひましたけれども、ゆつくり読む暇がなかつたので、一、二氣が付いたので質問申上げたのですが、その免許の更新をする場合にも戸籍抄本、身許証明書を取られると、これは更新の場合にこゝういふようなことは免除してもよいと思ひ、尙又最初の免許を申請するときは写真は一枚でよいのに、更新をする場合にどうしてこゝういふふうにするのか。そういう腑に落ちないような点が多少あります。……

○政府委員(網島毅君) これはまだほんの要綱でございまして、一応こゝういふものについて考へたいといふことの案をお示したわけでありまして、勿論この免許の更新については、こゝういふむづかしい書類は私共は要らないと考へております。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

○小林勝馬君 先日の電波管理委員會規則案の要綱というものを貰ひましたけれども、ゆつくり読む暇がなかつたので、一、二氣が付いたので質問申上げたのですが、その免許の更新をする場合にも戸籍抄本、身許証明書を取られると、これは更新の場合にこゝういふようなことは免除してもよいと思ひ、尙又最初の免許を申請するときは写真は一枚でよいのに、更新をする場合にどうしてこゝういふふうにするのか。そういう腑に落ちないような点が多少あります。……

○政府委員(網島毅君) これはまだほんの要綱でございまして、一応こゝういふものについて考へたいといふことの案をお示したわけでありまして、勿論この免許の更新については、こゝういふむづかしい書類は私共は要らないと考へております。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

○小林勝馬君 先日の電波管理委員會規則案の要綱というものを貰ひましたけれども、ゆつくり読む暇がなかつたので、一、二氣が付いたので質問申上げたのですが、その免許の更新をする場合にも戸籍抄本、身許証明書を取られると、これは更新の場合にこゝういふようなことは免除してもよいと思ひ、尙又最初の免許を申請するときは写真は一枚でよいのに、更新をする場合にどうしてこゝういふふうにするのか。そういう腑に落ちないような点が多少あります。……

○政府委員(網島毅君) これはまだほんの要綱でございまして、一応こゝういふものについて考へたいといふことの案をお示したわけでありまして、勿論この免許の更新については、こゝういふむづかしい書類は私共は要らないと考へております。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

○小林勝馬君 先日の電波管理委員會規則案の要綱というものを貰ひましたけれども、ゆつくり読む暇がなかつたので、一、二氣が付いたので質問申上げたのですが、その免許の更新をする場合にも戸籍抄本、身許証明書を取られると、これは更新の場合にこゝういふようなことは免除してもよいと思ひ、尙又最初の免許を申請するときは写真は一枚でよいのに、更新をする場合にどうしてこゝういふふうにするのか。そういう腑に落ちないような点が多少あります。……

○政府委員(網島毅君) これはまだほんの要綱でございまして、一応こゝういふものについて考へたいといふことの案をお示したわけでありまして、勿論この免許の更新については、こゝういふむづかしい書類は私共は要らないと考へております。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

○小林勝馬君 先日の電波管理委員會規則案の要綱というものを貰ひましたけれども、ゆつくり読む暇がなかつたので、一、二氣が付いたので質問申上げたのですが、その免許の更新をする場合にも戸籍抄本、身許証明書を取られると、これは更新の場合にこゝういふようなことは免除してもよいと思ひ、尙又最初の免許を申請するときは写真は一枚でよいのに、更新をする場合にどうしてこゝういふふうにするのか。そういう腑に落ちないような点が多少あります。……

○政府委員(網島毅君) これはまだほんの要綱でございまして、一応こゝういふものについて考へたいといふことの案をお示したわけでありまして、勿論この免許の更新については、こゝういふむづかしい書類は私共は要らないと考へております。

○小林勝馬君 それともう一つ。今の中にある二級無線通信士と三級無線通信士の、電話の場合においては二級無線通信士は一分間に五十字を打つ、三級無線通信士は六十字を打つと逆になつてゐるというふうなちよつとおかしな点があるのですが、電気通信術にお

ある波長の範圍内のものは日本政府において適當にこれを許可してよろしいといふことになつたのであります。従ひましてこの部分につきましては、日本政府として相當自由度が出て参りましたので、目下この波長をできるだけの有効に使用して一般の公衆の利益利便のために使うようにしたいと思ひます。

いてもこう格段の差がつけてあるのは、つけ過ぎるのではないかと思いますが、その点は現行通りを引直したのですか。

○説明員(石川武三郎君) この要綱の中には誤植その他もあると思ひますが、大体電話の通信術につきましては二級も三級も電話級というようなものに速度については同じくらいなものにという方針で考えております。

○小林勝馬君 それならば二級も三級も電話級の通信速度を一分間五十字なら五十字と一定にすればよいのに、中間にある三級が六十字というのはどういふわけですか。

○説明員(石川武三郎君) それは間違いだらうと思ひます。まだほんの試案でございまして、十分練つておりませんですから……

○小林勝馬君 質問はこれくらいでちよつと打ちまして、あとちよつと打合せがあるそうですから打合会に移つて頂きたいと思ひますが……

○委員長(松野喜内君) それでは今日の委員会はこれにて打ちまして、後は打合会にいたしたいと思ひます。今日はこれで散会いたします。

午前十一時九分散会
出席者は左の通り。

委員長 松野 喜内君
理事 小林 勝馬君
委員 大島 定吉君
尾崎 行輝君
水橋 藤作君

政府委員 網島 毅君
電波監理長官
説明員

電気通信事務官 石川武三郎君
(電波庁施設監 督部海上課長)

三月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、静岡県芳川局電話を浜松局電話に変更の請願(第九九五号)

一、郡山市を模範電気通信都市に指定の請願(第一〇五三三号)

第九九五号 昭和二十五年二月十八日受理
静岡県芳川局電話を浜松局電話に変更の請願

請願者 静岡県浜名郡芳川村金折須山幸次郎外十二名

紹介議員 河井彌八君

静岡県芳川局は電話十九本を有しているが、総ての商取引や官公庁、金融機関との通信は浜松を中心として行われ、しかも長距離電話であるため浜松市内への通信にはなはだしいときには、半日以上を要しても連絡がつかず、やむなく自転車等を利用する状態である。また区域内浜松電話は芳川村役場、静岡銀行芳川支店、県立農事試験場の三本を有するに過ぎず殆ど電話を利用できないから、産業開発、文化の伸展上芳川局電話を浜松局電話に変更せられたいとの請願。

第一〇五三三号 昭和二十五年二月二十二日受理

郡山市を模範電気通信都市に指定の請願

請願者 福島県郡山市長 本間善庫外一名
紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は、東北地方における商工業の中心地で、交通は四通八達し、国有鉄道のみでも六方面に発着している北日本最重要都市であるから、この際電気通信上の模範電気通信都市に指定するとともに、(一)電気通信上の諸設備を完成すること、(二)電信および電話回線を集中すること、(三)当市に福島電気通信部を設置すること、(四)郡山電話局電話交換方式を自動交換方式に改めること等を実現せられたいとの請願。